

田原市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）に定めるもののほか、特殊詐欺対策装置を購入及び設置する者に対し、田原市特殊詐欺対策装置購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることにより、高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 迷惑電話 一般消費者を対象とした違法又は不当な手段を用いる商取引及び特殊詐欺（対面することなく人を欺き、現金その他の財物をだまし取る行為をいう。以下同じ。）を目的とする電話をいう。

(2) 特殊詐欺対策装置 次に掲げる機器をいう。

ア 通話録音装置 固定電話に取り付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器をいう。

イ 着信拒否装置 固定電話に取り付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能を有する機器をいう。

ウ 通話録音装置の機能又は着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、当該年度末までに65歳以上となる者のうち、田原市内に住所を有する者（以下「高齢者」という。）で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) ひとり暮らしの者、又は高齢者のみで構成される世帯の構成員
- (2) 過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 田原市の市税を滞納していないこと。
- (4) 転売等を目的として特殊詐欺対策装置を購入しないこと。

- (5) 田原市暴力団排除条例（平成23年田原市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 同一の補助対象経費に対する他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (7) 特殊詐欺対策装置購入後に発生した事故について、田原市が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- (8) 前各号の条件に反することが補助金交付後に判明した場合、市に対して補助金を返還することについて了承すること。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、次の表に定める補助基準額又は補助限度額のいずれか低い額とする。

補 助 基 準 額	補 助 限 度 額	補 助 対 象 経 費
補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	7,000円	特殊詐欺対策装置の購入及び設置に要した費用

- 2 前項の補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 3 第1項に規定する額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。
- 4 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、特殊詐欺対策装置を購入及び設置した日の翌日から起算して2月を経過する日又は別に定める受付期日のいずれか早い日（以下「提出期限」という。）までに田原市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、申請書の提出期限を延長することができる。

- (1) 特殊詐欺対策装置を購入又は設置した店舗等が発行した領収書その他支払が確認できる書類の写し
- (2) 購入及び設置した特殊詐欺対策装置の規格がわかるカタログ、パンフレット、

説明書等の写し

(3) 自動車運転免許証、健康保険証等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項において事業の完了が確認できた場合は、申請書をもって実績報告書が提出されたものとみなす。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付を決定し、田原市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、前項の決定に条件を付することができるものとする。

3 補助金の額は、交付決定書を申請者に通知することにより、確定したものとみなす。

(補助金の交付)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を振り込む口座情報が分かる書類を添付し、速やかに田原市特殊詐欺対策装置購入補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、

既に補助金が交付されているときは、補助金交付の決定の取消しを受けた者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の補助額の返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

第10条 補助金の交付を受けて購入し、及び設置した特殊詐欺対策装置は、購入及び設置した日から1年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 天候等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由以外の事由で特殊詐欺対策装置を処分するとき。

(2) その他市長が認めたとき。

2 市長の承認を受けて特殊詐欺対策装置を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(検査等)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(危険負担)

第12条 特殊詐欺対策装置設置の際の作業者の瑕疵及び特殊詐欺対策装置設置後に生じた迷惑電話による損害について、市はその責を負わない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条から第12条までの規定については、同日後もなお効力を有する。

田原市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付申請書

令和 年 月 日

田原市長 殿

住 所	〒 ー
フリガナ	
申請者氏名	
電話番号	() ー

田原市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

申請条件 ※該当する条件にチェックしてください。		<input type="checkbox"/> 65歳以上で、ひとり暮らしをしている
		<input type="checkbox"/> 世帯全員が65歳以上である
購入機種等	製造者名	
	製品名	
	品番	
特殊詐欺対策装置を設置した電話番号		
補助対象経費 (購入設置にかかる費用)		金 円
補助金交付申請額※		金 円

※ 特殊詐欺対策装置の購入設置にかかる費用×1/2 と上限額（7,000円）を比較して少ない額（1,000円未満切り捨て）

添付書類

- (1) 特殊詐欺対策装置を購入設置した店舗等が発行した領収書その他支払が確認できる書類の写し
- (2) 購入設置した特殊詐欺対策装置の規格がわかるカタログ、パンフレット、説明書等の写し
- (3) 申請者の自動車運転免許証、健康保険証等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

誓約事項（次の事項を確認後、□に✓を入れてください。）

申請に当たり、次のすべての事項について遵守することを誓約します。

- 一 過去に本補助金の適用を受けていないこと。
- 二 市税の滞納をしていないこと。
- 三 転売を目的として特殊詐欺対策装置を購入しないこと。
- 四 田原市暴力団排除条例（平成23年田原市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではなく、田原市長が必要と認める場合には、田原市が警察へ照会することについて同意すること。
- 五 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- 六 特殊詐欺対策装置購入・設置後に発生した事故等について、田原市が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- 七 特殊詐欺対策装置の購入・設置に関して、当該特殊詐欺対策装置、店舗等の選定は、申請者自身が責任をもって行ったこと。
- 八 本補助金の申請等に係る個人情報の取扱いについては、不正行為等の把握及び防止、データの分析、田原市の行う防犯対策の目的に合致する施策の推進に必要な調査等のため、田原市が利用することに同意すること。
- 九 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳及び税務資料を閲覧することについて同意すること。
- 十 前各号までの誓約事項に虚偽があった場合は、田原市に対して補助金を返還すること。

様式第2号（第6条関係）

田原市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日
第 号

様

田原市長

令和 年 月 日付けで申請のあった田原市特殊詐欺対策装置購入費補助金については、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 補助対象経費及び補助金交付決定額

補助対象経費 金 円

補助金交付決定額 金 円

2 付帯条件

様式第3号（第7条関係）

田原市特殊詐欺対策装置購入費補助金請求書

令和 年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所

氏名

田原市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付要綱第7条の規定により、以下のとおり補助金の交付を請求します。

請求金額							
------	--	--	--	--	--	--	--

振 込 口 座	金融機関名		本・支店名	支店出張所
	預金種別	普通 ・ 当座		
	口座番号			
	(フリガナ)			
	口座名義人			

※口座名義人は申請者と同一であるものに限りません。

※振込先の銀行名・支店名・口座番号のわかるもの（通帳等）の写しを添付してください。